

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

1-2 計画の位置づけ

1-3 対象とする環境の範囲

1-4 計画の期間

1-1 計画策定の背景と目的

奥州市では、土と水と空気をいつまでも健全に保つことにより、この奥州の地が将来にわたって住みよい環境であり続け、かつ、活発な農業・工業の生産活動や商業活動が促進されるよう、理想的な循環型社会[※]の形成を目標に掲げ、平成19年3月に『奥州市環境基本条例』を制定しています。

第1次環境基本計画では、この条例を踏まえて、奥州市の恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、持続的発展が可能な社会を構築していくための長期的な視点に立った環境保全等の取り組みを総合的かつ協働的に進めていくため「自然環境」、「地球環境」、「廃棄物」、「生活環境」の4つを基本の柱とし「環境学習」を加えた5つの分野別環境像を設けて計画を推進してきましたが、社会を取り巻く状況の変化により、第1次計画では想定しなかった空間に対する快適さを求めるようになってきました。

第2次環境基本計画では、「循環型社会[※]を構築し、次世代につないでいく」ことを念頭に置きながら、空き家問題など新たな課題に対応するため「快適環境」を柱に加え、6つの分野別環境像を掲げています。また、計画の構成を見直し、計画の内容がより理解されるよう配慮しています。

環境を保全していくためには、「誰か」がではなく「みんな」で取り組むことが重要になります。

計画の内容が広く周知され、市民、市民団体[※]、事業者がそれぞれできる範囲で実施、行動することで奥州市の環境が維持向上していくことを願い計画を策定しました。



胆沢川上流の新緑

【用語の説明】（文中の※印の説明は、99ページ以降にまとめて記載しています）

- ※ 循環型社会とは、資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のことをいいます。
- ※ 市民団体とは、公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民及び事業者により組織された自治組織、ボランティア団体等をいう。

奥州市環境基本計画は、市が実施する環境の保全等に関する施策や取り組みを示すだけでなく、市民・市民団体・事業者が、奥州市のみならず地球規模の環境問題まで視野を広げて、一人ひとりが日々の暮らしの中で積極的に環境保全行動を実践していくとともに、持続的発展が可能なまちづくりに向けて、協働で環境を守り、育んでいくための「道しるべ」となるものです。

奥州市環境基本条例の基本理念(第3条)

1. 環境の保全等は、次に掲げる事項が実現されるよう行われなければならない。
 - (1) 市民が有する環境の恵みを楽しむ権利の実現と、これを将来の世代へ引き継ぐこと。
 - (2) 自然の生態系を尊重し、人と自然が健全に共生していくこと。
 - (3) 限りある資源の適正利用及び循環の徹底により、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築すること。
 - (4) 地球温暖化をはじめとする様々な問題を抱え、深刻な状況にある地球環境を保全すること。
2. 市は、各種施策を実施しようとするときは、環境を優先するよう努めなければならない。

基本原則(第4条)

■情報共有の原則

環境の保全等は、環境に関する情報を市民等及び市が共有することを基本に進められなければならない。

■協働の原則

環境の保全等は、すべての者が協働して、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に取り組むことにより行われなければならない。

■説明責任の原則

市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等に対しわかりやすく説明するよう努めなければならない。

■市民参加の原則

市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等が参加する機会を確保しなければならない。

■予防の原則

市は、環境の保全等に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、予防の措置について検討するよう努めなければならない。

市民・市民団体・事業者・市の責務(第5、6、7、8条)

市民の責務(第5条)

市民は、基本理念及び基本原則に従い、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出等自らの日常生活に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

市民団体の責務(第6条)

市民団体は、基本理念及び基本原則に従い、自らの活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

市民団体は、自らが行う環境の保全等に係る活動を円滑に進めるため、市民等の参加の機会を充実し、組織の体制を整備し、及び情報を提供するよう努めなければならない。

事業者の責務(第7条)

事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを認識し、基本理念及び基本原則に従い、自らの事業活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

市の責務(第8条)

市は、基本理念及び基本原則に従い、基本的かつ総合的な環境施策を策定し、実施し、及び評価し、並びに必要に応じて当該施策を見直さなければならない。

奥州市環境基本計画

1-2 計画の位置づけ

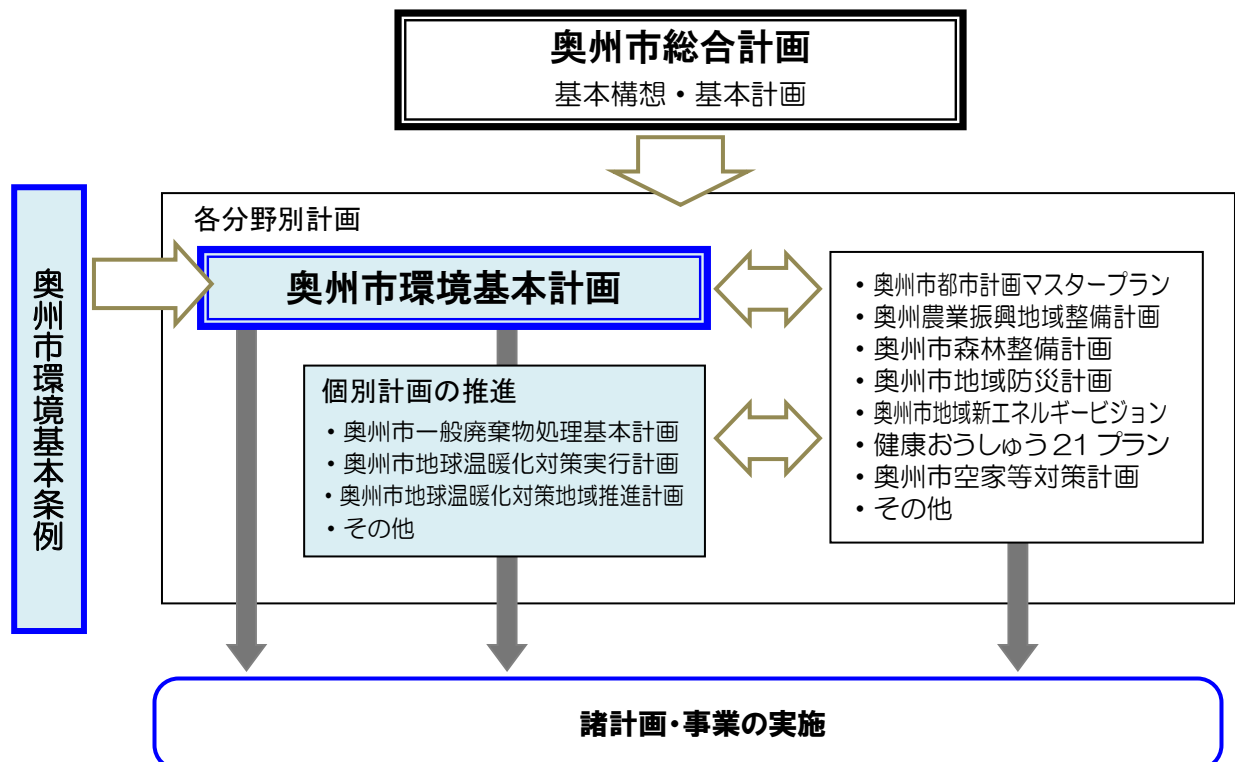
本計画は、奥州市環境基本条例が掲げる基本理念の実現を図っていくために、同条例第 10 条の規定による、**環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画**で、「奥州市総合計画」の分野別計画としての役割をもち、総合計画に掲げた目指すべき都市像『地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市』の実現に向けたマスタープランとなります。

また、条例が定める協働の原則及び各主体の責務に基づいて、市民・市民団体・事業者・市が環境の保全等を進めていくための協働の取り組み並びに各主体の**環境配慮及び環境保全行動の指針**を示した計画でもあります。

環境基本条例が定める基本施策(第9条)

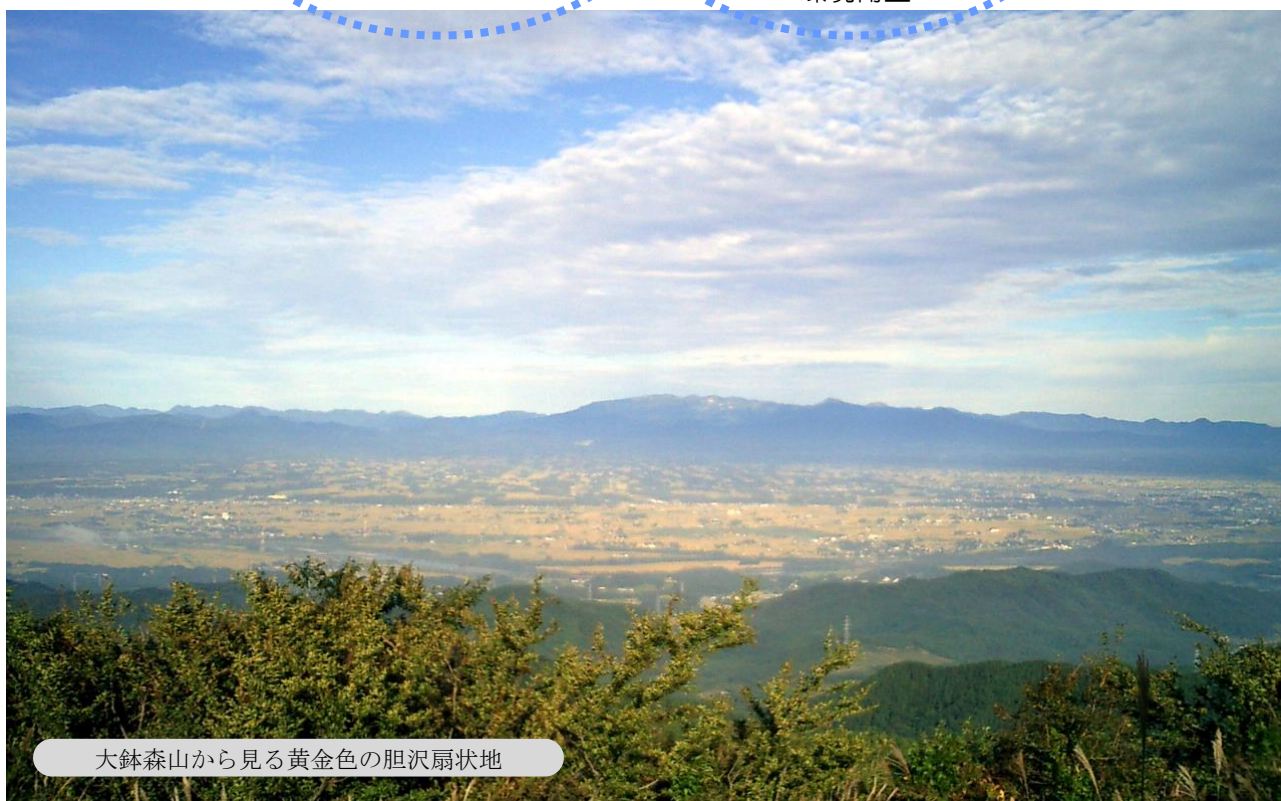
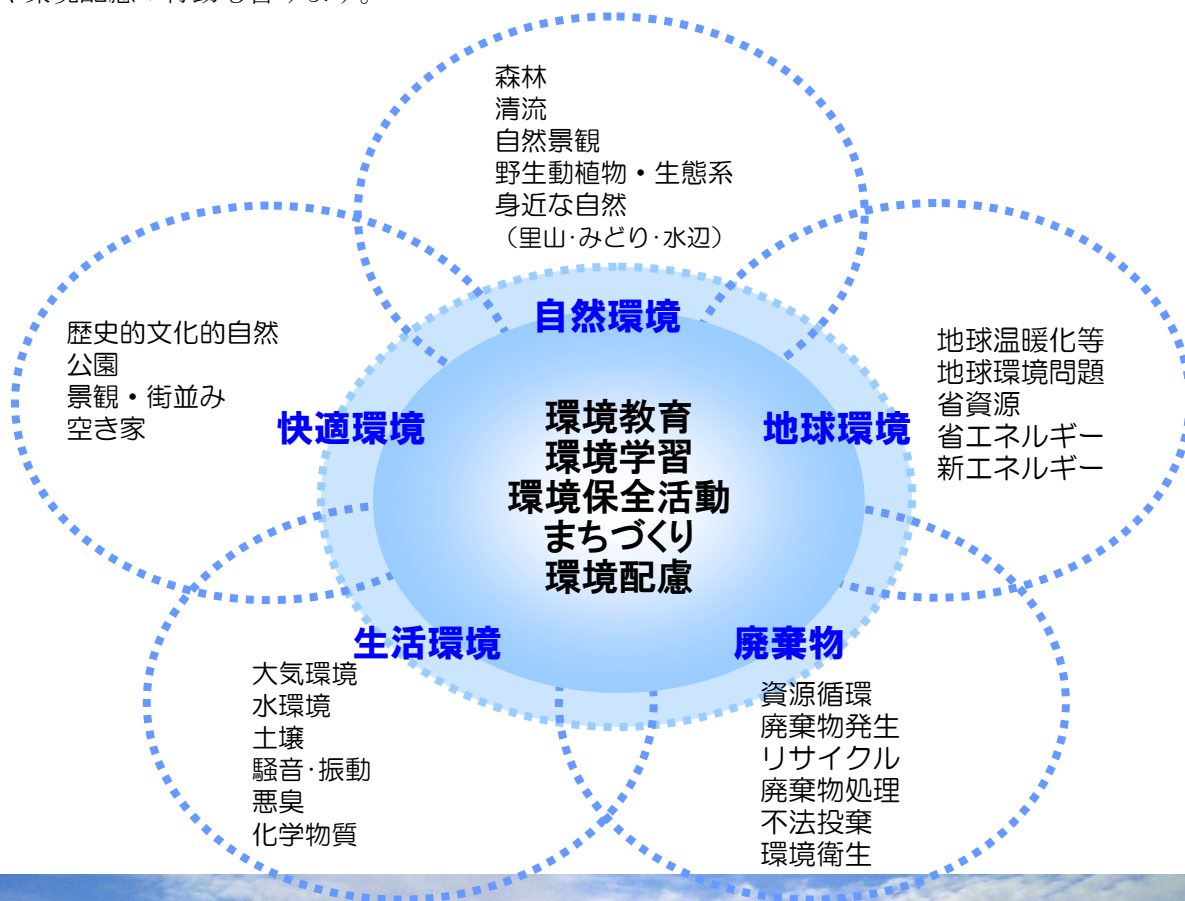
- ① 奥羽山脈、北上高地等に存する森林、身近な里山[※]、北上川等の河川その他の豊かで貴重な自然環境を保全すること。
- ② 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進等により減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進すること。
- ③ 監視体制の整備等による不法投棄の未然防止及び原状回復を推進すること。
- ④ 新エネルギー利用等の促進並びに省資源及び省エネルギーの推進等により温室効果ガス[※]の発生を抑制し、地球温暖化を防止すること。
- ⑤ 騒音、振動、悪臭、生活排水その他の生活環境に係る問題へ適切な対策を講じるとともに、これらの監視測定体制を整備すること。
- ⑥ 奥州市に源を有する胆沢川等の清流の水質を保持する等健全な水環境を保全すること。
- ⑦ 市街地、農用地等の土壌汚染を防止し、その安全性を確保すること。
- ⑧ 化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止するため、適切な対策を講じること。
- ⑨ 市民等と連携を図り、学校、地域、野外活動等多様な場において、環境教育を総合的に推進すること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める環境施策

関連計画との位置づけ



1-3 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、快適環境、生活環境、廃棄物を基本とし、これらの相互関係の中で行われる環境教育、環境学習、環境保全活動、まちづくりなどへの取り組みや環境配慮の行動も含まれます。



大鉢森山から見る黄金色の胆沢扇状地

1-4 計画の期間

本計画の期間は、市総合計画の目標年度である令和 8（2026）年度との整合を図り、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間とします。また、総合計画の前期基本計画の期間である令和 3（2021）年度において、後期基本計画との調整を図り、個別の取り組みや事業、環境指標について見直しを行いました。

なお、社会情勢や環境等の急激な変化に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	基本構想 計画期間：H29 ~ R8									
基本計画	前期計画：H29~R3					後期計画：R4~R8				
実施計画	毎年度ローリング方式により計画見直し									

(年度)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
環境基本計画	初期		前期			後期				
				中間見直し						見直し



江刺地域の自然豊かな里地里山の風景